

「青旗びらき」開催

1月11日、令和の時代初の上越民商・青旗びらきが、民商会館3階ホールで開催され、総勢28名が参加。来賓として弁護士馬場秀幸さん、共産党上越市議の橋本正幸さん、元上越市議の中川幹太さんから挨拶をいただきました。その他、国民民主党の森ゆうこ参議院議員からもメッセージを頂戴し代読しました。



第一部は、会長挨拶、「秋の運動」で頑張っていたいただいた方の報奨式、「春の運動」DVDの視聴、「春の運動」の行動提起が一時程度行われ、続いて第二部の懇親会となりました。



「毎年楽しみにしてゐるんだわ」と民商歴の長い古参役員や、「初めて出席しました」と喜んでいた新役員さんもいて、酒を酌み交わしながら、商

売の話や家庭の話など楽しく交流が行われました。

今年も元気に、民商と共に

城西支部・2班夕会

1月21日、城西支部2班は班長宅で班会を開催。3名が参加しました。最初に現れたAさんは、「困ったー！所得の出し方分からなくなっちゃった」と困惑顔。去年の申告袋が見当たらず

所得をどうやって求めたか分からなくなってしまったそうです。「その前の年の申告袋は？」と聞いたら、「そんなの捨てた」とのこと。「7年間は帳面や記帳資料は保存しておかないとダメだよ」と言っていたのに、「日計表に日々の取引を記入し、月毎に合計して年まとめに転記すれば出せるよ」と言うと、「そんなの面倒だから直接年まとめ表に書くよ」と。「余計大変だよ」という周囲の声に渋々了承したAさん。白色申告とはいえ日々の取引も記帳しなくてはならなくなつた今、過重負担ですが同じ境遇の皆さん、頑張つて記帳していきましょう！



あく、勘違い

先日ある新聞を読んでいたら「障害者控除」のことが書いてあった。障害者控除を受けるためには、医師の診断を受けて「障害者手帳」を持つていないとダメだと思込んでいる人が多いらしい。



民商の自主計算パンフレットのP30～31に書いてある「⑩障害者控除」欄の備考の所を読むと、介護保険の要介護認定者は障害者控除（または特別障害者控除）を受けられます。市町村等で「障害者控除対象者認定書」の発行を受けて下さい。6ヶ月以上寝たき

り状態の人も特別障害者に含まれますと書いてある。障害者手帳を持つていなくても障害者控除は受けられるのだ。しかも、市区町村によっては要支援の人にも認定書を発行しているそう。ということ、多くの人が障害者控除を受けられる可能性があるということだ。しかも、何年も前から控除対象の認定が受けられれば、最大5年間さかのぼって控除は受けられる。認定書と納税が確認できる申告書の控えを持つて税務署に行けば、所得税の還付申告が出来るはずだ。所得税が還付になれば住民税も還付になるし、大きく戻ってくるかもしれない。取られるばかりが能じやないだろう。心当たりのある方は民商に即相談を！

一言

先日ある新聞に英国の大学教授が英国のEU離脱は、偉大さを求める島国根性「ゆえだ」と書いていた。なるほど、同じ島国の日本の副総理が「2000年にわたって同じ民族が、同じ言語で、同じ一つの王朝を保ち続けている国など世界中に日本しかない」などと発言して批判されたのも、それゆえか…納得。

役員申告書作成会

- 2月1日（土）午後1時半～
- 2月2日（日）

※給与所得・年金所得があれば、源泉徴収票、国保・国民年金を掛けていれば控除証明書、生命保険や地震保険を掛けていれば控除証明書、医療費控除を申請するのなら、今まで通りの領収書または明細書が必要です。関係書類を忘れずにお持ちください。

PC記帳会日程

- 1月28日（水） 13:30～19時
 - 2月5日（水） 13:30～19時
- 決算処理実務（個人）
決算書類印刷実務（個人）